



令和7年3月1日
臨時号
発行 美唄市議会

《齋藤久美夫議員に対する嚴重注意報告》

【経緯】

令和6年第4回定例会（会期12月4日～13日）での一般質問において、齋藤議員が「1. 適正な行政事務について」、「(1) 調停の成立事案について」として、旧南美唄小・中学校グラウンド跡地に係わる調停事案の発端とその原因の分析についての質問を市長に対して行った際、調停の相手方である法人名を複数回にわたり発言した。

この発言について当該法人より、自社のイメージを低下させる行為である旨の文書が提出された。

【注意の内容】

質問の趣旨については「今回調停を行うこととなった経緯とその責任の所在について」として、市の対応について質問したものであり、相手方である法人に対して決して悪意があるものではないとのことであるが、議員には「発言自由の原則」があるものの、どんな内容の発言でも許されるわけではなく、その発言が議会の秩序を乱したり、品位を落とすものであったりしてはいけない。

また、その発言により対象となった当事者（法人）が不快に思いかねないことから、議会という公の場で発言をする際は、美唄市議会議員としてその語句に対して責任を持てるよう熟考してから発言をするべきである。

今回、相手方である法人名を複数回にわたって発言したことは、提出された文書からも、当該法人が不快に思ったという事実、さらには傍聴者や議会中継を視聴している市民の方々に偏ったイメージを植え付けてしまう可能性は拭いきれないことから、この度の発言はその配慮に欠けるものであったと言わざるを得ない。

今後は、これらのことに十分に注意すると共に、発言をする際はしっかりと内容を精査の上、公平中立な立場で発言するよう心がけていただきたい。

以上のとおり、口頭で嚴重注意を行いました。

齋藤議員については注意の内容を真摯に受け止め、今後は公の場での発言をする際には、十分注意して発言するようお約束をいただきました。

なお、本市議会としても今回の事態を重く受け止め、議会としてルールや基準をしっかりと定める必要性を認識するに至り、今後、議会運営委員会において、他市議会や関係団体等の先進事例を調査・研究すると共に関連した研修の機会を設け、美唄市議会として適正なルール作りをしていきたいと考えております。

今後も美唄市議会に対しまして特段のご配慮とご協力をいただきたくお願いいたしまして、嚴重注意の報告といたします。

令和7年3月1日

美唄市議会議長 谷 村 知 重